

室内環境学会標準法認定に関する細則

(目的)

- 1 標準化委員会の活動に関して、室内環境学会第14条6項に定める細則を定める。

(組織・業務)

- 2 標準化委員長、標準化副委員長を含め10名前後の標準化委員で、標準化委員会を組織する。
- 3 標準化委員会は室内環境学会の標準法認定に関する企画、および審査業務を行う。
- 4 標準化委員会は標準化認定申請の採否判定に対する異議申し立てに関する審議を行う。

(委嘱)

- 5 標準化委員長は室内環境学会会長（以下、会長と呼ぶ）が任命する。
- 6 標準化副委員長、標準化委員は標準化委員長が指名し、会長が任命する。
- 7 標準化委員長は標準法認定の継続性に配慮して、標準化委員を指名する。
- 8 交代などにより任期途中で任命された委員の任期は、前任委員の残存期間とする。

(解任)

- 9 標準化委員にその職務上ふさわしくない行為があったときは、役員会の承認を得て会長がこれを解任することができる。

(任務)

10 標準化委員長の任務

10.1 標準化委員会を統括する。

10.2 受付けた標準法認定申請書に対して、複数の担当委員を選定し、査読を依頼する。なお担当委員の選定に関して、委員長・副委員長および申請者・連名者等の利害関係者を除く。

10.3 標準化委員会、認定会議を召集する。

11 標準化副委員長の任務

11.1 委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長代理を務める。

12 標準化委員の任務

12.1 標準化委員は、標準化委員長の依頼を受け、担当委員として当該申請書の査読を行う、あるいは査読の適任者を推薦する。

12.2 査読は依頼時に指定された期限までに終了し、査読結果を標準化委員長に報告しなければならない。

- 13 標準化委員会の任務
  - 13.1 標準化委員会は標準化委員長の召集により認定会議を開催し、査読結果およびブリックコメントを参考にして、専門家としての知識と良心に基づいて審査しなければならない。  
(標準法認定審査手順)
- 14 標準法認定を希望する学会員は、室内環境学会事務局に標準法認定申請書を提出する。
- 15 標準化委員長は複数の担当委員を選定し、査読を依頼する。
- 16 査読結果は、以下の4種類とする。
  - 16.1 無修正で採用
  - 16.2 微修正で採用
  - 16.3 修正の後再査読
  - 16.4 不採用
- 17 査読結果が16.1 無修正で採用あるいは16.2 微修正で採用の場合には、標準化委員会で査読結果の妥当性について審議する。
  - 17.1 審議結果は、①室内環境学会標準法候補として認定する、あるいは②査読結果を16.3 修正の後再査読、16.4 不採用に変更する、のどちらかを標準化委員の投票による過半数で決定する。
- 18 査読結果が16.3 修正の後再査読と判定された場合には、査読意見を事務局から申請者に通知する。
  - 18.1 申請者は1ヶ月以内に修正した申請書を再提出しなければならない。
  - 18.2 1ヶ月以内に提出できない事情がある場合には、申請者は事務局と相談する。
  - 18.3 再提出された申請書は、原申請書と同じ担当委員が再査読を行う。
  - 18.4 申請者は再査読を別の担当委員を希望することができる。この場合は新規申請として取り扱う。
  - 18.5 再査読は1回限りとする
- 19 査読結果が16.4 不採用の場合には、標準化委員会で査読結果の妥当性について審査する。
  - 19.1 審議結果は、①室内環境学会標準法として認定しない、あるいは②査読結果を16.1、16.2、16.3に変更する、のどちらかを標準化委員の投票による過半数で決定する。
- 20 標準化委員長は判定結果を申請者に通知する。
- 21 室内環境学会標準法候補として認定された申請は、室内環境学会のホームページを通じて、少なくとも1ヶ月間に亘ってパブリックコメントを求めなければならない。

- 22 認定会議では、パブリックコメントに基づき、①室内環境学会の標準法として当該標準法候補が適格であるか否か、②当該標準法候補と類似性あるいは代替性が認められる方法を標準法に包含するか否か、③その他必要な項目について審議し、必用であれば室内環境学会標準法候補に修正を施した上で、室内環境学会標準法候補を室内環境学会標準法として認定するか否かを、標準化委員の投票による過半数で決定する。
- 23 申請案が室内環境学会標準法として認定された場合には、標準化委員長は標準法番号を付与して、役員会に報告し、学会員用のホームページに告示後、学会誌に掲載する。  
(判定結果に対する異議申し立て)
- 24 判定結果に異議がある場合には、申請者は標準化委員会に書面（メールを含む）で異議を申し立てることが出来る。  
24.1 標準化委員会は異議申し立てを審議し、その結果を申請者及び役員会に報告する。  
(その他)
- 25 事務局は認定申請の査読等の進行管理、申請者との連絡事務を行う。